

環境モニタリング調査結果一覧(平成25年度)

(1) 大気汚染調査

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
二酸化窒素 (ppm)	第三保育所	夏	0.027	0.012	0.1~0.2 以下	0.04~0.06 のゾーン又 はそれ以下
		冬	0.033	0.014		
		2季平均	0.030	※ 0.014		
	県道路公社	夏	0.028	0.012		
		冬	0.030	0.012		
		2季平均	0.029	※ 0.012		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
二酸化硫黄 (ppm)	第三保育所	夏	0.004	0.002	0.1以下	0.04以下
		冬	0.002	0.002		
		2季平均	0.003	※ 0.002		
	県道路公社	夏	0.003	0.002		
		冬	0.003	0.002		
		2季平均	0.003	※ 0.002		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	第三保育所	夏	0.050	0.031	0.2以下	0.1以下
		冬	0.074	0.012		
		2季平均	0.062	※ 0.031		
	県道路公社	夏	0.057	0.028		
		冬	0.058	0.010		
		2季平均	0.058	※ 0.028		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	日平均値	評価値
塩化水素 (ppm)	第三保育所	夏	< 0.001	0.02以下
		冬	< 0.001	
		2季平均	< 0.001	
	県道路公社	夏	< 0.001	
		冬	< 0.001	
		2季平均	< 0.001	

測定項目	調査地点	時期	測定値	評価値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	第三保育所	夏	0.021	0.6以下 (年平均値)
		冬	0.076	
		2季平均	0.049	
	県道路公社	夏	0.029	
		冬※	0.084	
		2季平均	0.079	

「※」印は二重測定

○実施時期 夏 : 平成25年7月18日~7月25日

冬 : 平成26年1月9日~1月16日

○「<」は、検出下限値未満

(2) 騒音調査

時間区分		騒音レベル(dB)		規制基準
		総合騒	工場騒	
昼間	10:00～19:00	67～70	52～56	55(50)
夕	19:00～22:00	66～67	51～53	50(45)
夜間	22:00～06:00	48～57	47～54	45(40)
朝	06:00～08:00	65～69	50～54	50(45)
昼間	08:00～10:00	69～70	52～55	55(50)

- 実施日 平成26年1月9日～10日
- 騒音規制法第5条に基づく測定
- 規制基準は、騒音規制法に基づく第二種区域の基準、またカッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

(3) 振動調査

時間区分		振動レベル(dB)	規制基準
昼間	10:00～19:00	32～46	60(55)
夜間	19:00～08:00	25～45	55(50)
夜間	08:00～10:00	38～48	60(55)

- 実施日 平成26年1月9日～10日
- 振動規制法第5条に基づく測定
- 規制基準は振動規制法に基づく第一種区域の基準  
カッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

(4) 悪臭調査

対象項目	調査地点		規制基準
	風上	風下	
アンモニア	< 0.05	< 0.05	—
メチルメルカプタン	< 0.0005	< 0.0005	—
硫化水素	< 0.0005	0.0007	—
硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	—
二硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	—
トリメチルアミン	< 0.0005	< 0.0005	—
アセトアルデヒド	0.0058	0.0053	—
プロピオンアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマルブチルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソブチルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマルバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	—
イソブタノール	< 0.01	< 0.01	—
酢酸エチル	< 0.01	< 0.01	—
メチルイソブチルケトン	< 0.01	< 0.01	—
トルエン	0.19	0.90	—
スチレン	< 0.01	< 0.01	—
キシレン	< 0.01	< 0.01	—
プロピオン酸	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマル酪酸	< 0.0005	< 0.0005	—
ノルマル吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	—
イソ吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	—
臭気指数(濃度)	< 10	< 10	15

- 実施日 平成25年7月18日
- 「<」は、検出下限値未満
- 悪臭防止法第7条に基づく測定
- 規制基準は、悪臭防止法に基づくA区域の基準